

一般社団法人資源・素材学会細則

平成 22 年 3 月 17 日 理事会承認

平成 23 年 3 月 31 日 理事会承認

平成 23 年 7 月 1 日 施行

平成 24 年 10 月 25 日 改正

平成 30 年 11 月 1 日 改正

2020 年 12 月 21 日 改正

第 1 章 総 則

(総 則)

第 1 条 一般社団法人資源・素材学会（以後、本会という）の運営は、定款に定めるもののほかは、この細則による。

第 2 章 支 部

(支 部)

第 2 条 定款第 4 条に定められた事業の地域に応じた活動を行い、本会の目的を達成するため、支部をおく。

2 本会におく支部は、一般社団法人資源・素材学会北海道支部（以下、北海道支部という）、一般社団法人資源・素材学会東北支部（以下、東北支部という）、一般社団法人資源・素材学会関東支部（以下、関東支部という）、一般社団法人資源・素材学会関西支部（以下、関西支部という）、一般社団法人資源・素材学会九州支部（以下、九州支部という）とする。

3 各支部に属する地域を次の通りとする。

(1) 北海道支部（北海道）

(2) 東北支部（青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県及び福島県）

(3) 関東支部（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、新潟県、静岡県、山梨県及び長野県）

(4) 関西支部（愛知県、岐阜県、富山県、石川県、三重県、京都府、大阪府、福井県、滋賀県、和歌山県、奈良県、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、徳島県及び高知県）

(5) 九州支部（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）

4 各支部に業務執行理事である支部長をおく。

5 各支部に、支部長が欠けたときに備え、補欠の理事をおく。

6 支部の候補者から選任された理事以外の理事が、当該支部の補欠の理事を兼ねることは妨げない。

7 各支部の事業計画及び収支予算書は支部長が作成し、当該年度の開始の前日までに開催される理事会において、本会の事業計画、収支予算書とともに、承認を受けなくてはならない。

8 各支部の事業報告及び収支決算書は支部長が作成し、当該年度の終了後速やかに開催される理事会にお

いて、本会の事業報告、収支決算書とともに、理事会の承認を受けなければならない。

9 本会と各支部の事業年度は、同日に開始し同日に終了する。

10 その他、支部の組織、運営については、別に定める。

第3章 会 員

(入会申込)

第3条 本会の会員になろうとするときは、別に定める入会申込書に所定事項を記入し、正会員1名の推薦を得て、申し込まなければならない。

(入会の決定)

第4条 入会申込があったとき、理事会は、定款第7条第4項及び第5項に定める入会基準により入会の可否を決定し、申込者にその結果を通知する。

(入会金等の納入)

第5条 入会を承認された者は、原則として入会金及び、入会が認められた月を含む当年12月迄の月数に応じて別に定められた会費を納入しなければならない。

(会員種別の変更)

第6条 会員がその種別を変更しようとするときは、この旨を書面で申し出て理事会の承認を得なければならない。ただし、学生会員が学籍を有しなくなったときは、正会員とする。

(退 会)

第7条 会員が退会しようとするときは、その旨を書面で申し出ることとする。

(入会金)

第8条 本会の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 2,000 円
- (2) 学生会員 2,000 円
- (3) 賛助会員 なし

(会 費)

第9条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 10,000 円
- (2) 学生会員 年額 4,800 円
- (3) 賛助会員 1口以上 (1口年額 50,000 円)

(会費の納入)

第10条 会員は、毎年1月から12月までの会費を、前年12月末までに納入しなければならない。

2 会員が、種別を変更したときは、その次年から、変更後の会員種別の会費を納入しなければならない。

(会費の免除)

第11条 正会員が、45年間会費を完納したとき、20年以上正会員であった者が、満65才に達し、かつ一時に6年分の会費を前納したとき、又は正会員が、一時に20年分の会費を前納したときの会員を終身会員とし、以後の会費の納入を必要としない。

2 旧定款に定められた普通会員（個人）としての在籍期間、会費納入期間は、正会員としての在籍期間、会費納入期間に算入する。

3 名誉会員は会費の納入を必要としない。

第4章 代議員

(代議員の改選)

第12条 代議員は、毎年その約半数を改選する。

2 支部ごとの、当年度の改選すべき代議員の定数は、選挙管理委員会の議を経て、理事会において決定する。

3 代議員の選挙手続きは、別に定める。

(代議員の公表)

第13条 選挙管理委員会は、全代議員の氏名を機関誌に掲載する等により公表するとともに、社員総会に報告する。

第5章 理 事

(理事候補者)

第14条 理事候補者は、会長候補者、次期会長候補副会長候補者の他に、支部選出の理事候補者5名、部門委員会選出の理事候補者3名、賛助会員又は関連団体選出の理事候補者5名、次期会長候補でない副会長を含む特定の会務を担当する理事（以後、特定会務理事という）候補者10名以内に加え、正会員が選挙管理委員会に届け出た理事候補者とし、これらの選出方法は別に定める。

2 賛助会員又は関連団体選出の理事候補者にあつては、5名を限度として、正会員以外の者を選出することができる。

(理事の選任)

第15条 理事は社員総会の決議により選任する。

2 前項の決議は候補者毎に行い、有効議決権の過半数の賛成を得た候補者を選任する。

3 選任する理事の定数は、定款第26条に定める15人以上25人以内の範囲で社員総会の決議により定め

る。

4 理事候補者の数が前項で定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(会長、副会長及び業務執行理事の選定)

第 16 条 総会終了後できるだけ速やかに、総会で選任された理事による理事会を開催し、代表理事たる会長、及び副会長を選定する。

2 支部選出の理事 5 名、部門委員会選出の理事 3 名、特定会務理事及び必要に応じて数名を理事会において業務執行理事に選定する。

3 必要に応じて、業務執行理事のうち 1 名を理事会において常務理事に選定することができる。

(理事の辞任)

第 17 条 理事が任期途中で辞任するときは、書面をもって会長に届け出、理事会の承認を得ることを要する。

(業務執行理事の職務分担)

第 18 条 業務執行理事は、次の事項を分掌する。

- (1) 庶務、渉外及び事務局
- (2) 財務
- (3) 会員
- (4) 支部
- (5) 部門委員会
- (6) 事業企画、立案及び実行
- (7) 行事及び大会
- (8) 編集及び出版
- (9) 表彰及び奨学
- (10) 国際対外交流
- (11) 教育及び人材育成
- (12) 標準化・規格化
- (13) その他

(理事等の公表)

第 19 条 会長は、会長、副会長、常務理事、業務執行理事を含む理事及び、監事の氏名を、理事の職務分掌とともに、機関誌に掲載する等により公表する。

(選挙管理委員会)

第20条 代議員の選挙および理事候補者の選出を公正に執行管理するために、選挙管理委員会をおく。

- 2 会長は理事会の承認を得て、理事又は監事以外の正会員のなかから委員長および2名以上の委員を委嘱する。
- 3 委員長および委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第7章 機関誌及び名簿

(機関誌)

第21条 本会は、機関誌を毎年4回以上発行し、正会員、学生会員及び名誉会員には1部を、賛助会員には口数に応じた部数を無償で配布する。

(会員名簿)

第22条 削除

第8章 委員会

第1節 部門委員会

(部門委員会)

第23条 定款第4条に定められた事業の特定の専門分野に応じた活動を行い、本会の目的を達成、ならびに特定の専門分野における学術の発展のために、部門委員会をおくことができる。

- 2 部門委員会の設立手続は、別に定める。
- 3 部門委員会には原則として設置期間を設けない。
- 4 部門委員会は別に定める部門委員会グループのひとつに所属する。
- 5 各部門委員会グループに業務執行理事である部門委員会グループ統括理事をおく。
- 6 各部門委員会グループに、部門委員会グループ統括理事が欠けたときに備え、補欠の理事をおく。
- 7 部門委員会グループの候補者から選任された理事以外の理事が、当該部門委員会グループの補欠の理事を兼ねることは妨げない。
- 8 各部門委員会の事業計画及び収支予算書に基づく各部門委員会グループの事業計画及び収支予算書は、部門委員会グループ統括理事が作成し、当該事業年度の開始の前日までに開催される理事会において、本会の事業計画、収支予算書とともに、承認を受けなくてはならない。
- 9 各部門委員会の事業報告及び収支決算書に基づく各部門委員会グループの事業報告及び収支決算書は、部門委員会グループ統括理事が作成し、当該事業年度の終了後速やかに開催される理事会において、本会の事業報告、収支決算書とともに、理事会の承認を受けなければならない。
- 10 本会と部門委員会および部門委員会グループの事業年度は、同日に開始し同日に終了する。
- 11 その他部門委員会の運営については、別に定める。

第2節 常置委員会

(種 別)

第24条 本会の事業を企画および実施するために、次の常置委員会をおく。

- (1) 企画委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 事業委員会
- (4) 編集・出版委員会
- (5) 国際交流委員会
- (6) 表彰・奨学委員会
- (7) 会員・広告委員会
- (8) 人材育成委員会
- (9) 春季・秋季大会委員会

(企画委員会)

第25条 企画委員会は、将来に視点を置いた本会の運営及び事業の企画に関する業務を所掌する。

(財務委員会)

第26条 財務委員会は、本会の財務強化全般に関する業務を所掌する。

(事業委員会)

第27条 事業委員会は、本会の事業の立案・実行に関する業務及び、本会、部門委員会及び支部間の事業の調整を所掌する。

(編集・出版委員会)

第28条 編集・出版委員会は、本会が発行するすべての出版物の刊行ならびに著作権などの出版に関わる事項を所掌する。

2 機関誌の編集・出版を担当するために編集委員会を設ける。

(国際交流委員会)

第29条 国際交流委員会は、本会の国際交流に関する業務を所掌する。

(表彰・奨学委員会)

第30条 表彰・奨学委員会は、本会が行う表彰及び奨学金貸与者の選考に関する業務、および外部団体が行う表彰・助成に対する推薦に関する業務を所掌する。

(会員・広告委員会)

第 31 条 会員・広告委員会は、会員増強及び学会誌等への広告掲載を拡大推進するための業務を所掌する。

(人材育成委員会)

第 32 条 人材育成委員会は、資源・素材分野の教育及び人材育成に関する業務を所掌する。

(春季・秋季大会委員会)

第 33 条 春季・秋季大会委員会は、本会が行なう春季・秋季大会の実施方針、中長期実施計画、各大会のプログラム編成等に関する業務を所掌する。

(委員長及び委員)

第 34 条 常置委員会の委員長には原則として業務執行理事が就任する。

- 2 委員長及び委員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 委員長及び委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
- 4 委員長は理事会に対して業務執行内容を報告しなくてはならない。

第 3 節 臨時委員会

(臨時委員会)

第 35 条 臨時委員会は、理事の発議により、理事会の承認を得て設置又は廃止する。

- 2 当該委員会には原則として設置期間を設ける。但し、正当な理由による延長を妨げない。
- 3 臨時委員会の委員長には原則として業務執行理事が就任する。
- 4 委員長及び委員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 5 当該委員会の委員長及び委員の任期は当該委員会の設置期間とする。
- 6 委員長は理事会に対して業務執行内容を報告しなくてはならない。

第 4 節 研究委員会

(研究委員会)

第 36 条 研究委員会は、部門委員会、支部又は正会員が企画立案し、理事会の承認を得て設置する。

(委員長及び委員)

- 第 37 条 研究委員会の委員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 2 委員長は、委員の互選により選出し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第 9 章 補 則

(細則の改廃)

第 38 条 細則の変更又は廃止は、理事会の議決を得て行うものとする。

(実施規定)

第 39 条 この細則の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

附 則

1 この変更規定は 2020 年 12 月 21 日から施行する。